

平成29年度主要事業
(新規・拡充事業、改革改善項目)
の調整状況について

平成28年12月
尼崎市

本市では、「尼崎市総合計画」の4つのありたいまちの実現に向けた取組や、「尼崎市総合計画」のまち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランである、「尼崎版総合戦略」の6つの政策分野を推進するための取組を進める中、各施策の進捗状況や、効果、課題等を確認する施策評価を実施し、その評価結果に基づいた予算編成に取り組んでいます。

こうした中、平成29年度の予算編成にあたっては、平成28年8月に実施した施策評価結果を踏まえ、本市が総合計画及び総合戦略において最重要視している目標である、「ファミリー世帯の定住・転入促進」に大きく寄与すると位置づけている、総合戦略の政策分野の「子ども・子育て支援の充実」、「学校教育・社会教育と人材育成」、「シビックプライドの醸成」の3項目に関連する取組を「重点化する施策」と位置づけ、直近の課題として取り組むべき事業について、予算等を重点配分することとしています。

改革改善の取組については、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」に基づき、計画中間年次の平成29年度までに30億円の構造改善を達成することを目指し、歳入確保や歳出抑制の取組を積極的に進めることとしています。併せて、将来負担の抑制に向け、投資的事業の事業量を調整することとしています。

これらの方針のもとで取り組んできた、平成29年度に向けた新規・拡充事業や改革改善項目における、現時点での調整結果を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

1 掲載内容

(1) 新規・拡充事業 78 事業

(採択:50件、一部採択11件、調整中2件、継続検討5件、不採択10件※平成28年12月19日現在)

(2) 改革改善項目 10 件

2 新規・拡充事業の記載方法

各局から新規・拡充事業として要求のあった事業について、現時点の調整結果を一覧にまとめています。各項目の記載内容については、以下のとおりです。

(1) 新規・拡充事業

・新規事業

これまで取り組んでいない新たな取組を行うもの

・拡充事業

既に取り組んでいる事業のうち、対象者の拡大など、新たな取組を付加するもの

※新規・拡充区分に「(枠)」と付いている項目は、施策別枠配分予算制度により、事業の見直し等で財源を捻出したうえで構築した事業

(2) 重点化

平成29年度予算編成方針において、「重点化する施策」に位置付けた事業については、次のとおり該当する番号を記載しています。

「子ども・子育て支援の充実」→① 「学校教育・社会教育と人材育成」→②

「シビックプライドの醸成」→③

(3) 事業費

百万円単位で記載しています。(10万円未満の事業費については「*」で表示)

※「査定後」の「(内)新規拡充分」欄の下段に、人件費を含めた金額(正規職員、嘱託員、臨時的任用職員)を記載しています。

※人件費の積算については、平成28年度予算ベースの平均単価等から積算しています。

(正規職員@7,998千円、嘱託員@3,714千円、臨時的任用職員@2,259千円)

(4) 一般財源

地方税や地方交付税など、使い道が特定されておらず、市が自らの裁量で用途を決められる財源です。市の収支等に直接影響するため、事業費のうち、いくら充てているかを記載しています。

(5) 調整結果

各局から要求のあった事業について、現時点での調整結果を示しています。

- ・「採 択」: 事業内容、積算内容を精査し、実施するもの
- ・「一部採択」: 要求の一部を実施するもの
- ・「調 整 中」: 実施の可否等について、調整中のもの
- ・「継続検討」: 平成30年度に向けて、引き続き事業内容等について検討するもの
- ・「不 採 択」: 適時性・優先性、適格性・有効性の観点から現段階では実施しないもの

(6) 論点等

- ・「一部採択」や「不採択」としたものについて、その理由について記載しています。

3 改革改善項目の記載方法

各局から提案のあった改革改善の取組について、現時点の調整結果を一覧にまとめています。各項目の記載内容については、以下のとおりです。

(1) 構造改善効果額

改革改善の取組を実施することで、平成29年度以降に見込まれる効果額を百万円単位で表示しています。

原則として各項目の平成28年度予算における一般財源の額を基本に算定しており、不動産売払収入や投資的経費のような一時的な経費は算入していません。

(2) H29効果額

構造改善効果額のうち、平成29年度の効果額を示しています。

4 その他

- ・事業名や取組内容、事業費、効果額等については、今後の調整により変更することがあります。
- ・投資的事業などで複数年度にわたる事業における平成30年度以降に係る取扱いについては、改めて平成30年度以降の予算編成の中で決定します。

施策⑦【高齢者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・拡充	重点化	事業費(単位:百万円)		うち一般財源	調整結果	論点等		
							所管局室	査定後					
30	⑦	高齢者支援	健康福祉局	特別養護老人ホーム等整備事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備事業に対し、その建築費の一部を補助する。</p> <p>②対象 特別養護老人ホーム等整備法人</p> <p>③求める成果 第6期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備を確実に行うことで、在宅等で特別養護老人ホームの入所を希望している待機者の解消を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 事業者の資金面の負担を軽減し、事業者の参入を容易にすることで整備促進を図るため、県の補助単価の見直しに合わせて、本市の補助単価の増額を行う。</p>	拡充		所管局室	全体	554.4	137.7	継続検討	
									(内)新規拡充部分	(31.6)	(2.1)		
								査定後	全体	403.9	127.5		
									(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
			※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)								

施策⑧【障害者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・拡充	重点化	事業費(単位:百万円)		うち一般財源	調整結果	論点等		
							所管局室	査定後					
31	⑧	障害者支援	健康福祉局	障害者(児)相談支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 障害福祉サービス等の利用支援や権利擁護のための必要な援助とともに、関係機関との連絡調整等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援する。</p> <p>②対象 障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者</p> <p>③求める成果 障害者等が自らが希望する場所で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになる。</p> <p>2 要求内容(拡充) 基幹相談支援センターが担うべき機能である「地域の相談支援体制の強化」を図るため、市の相談窓口の充実や社会福祉法人へ業務の一部を委託することによって体制の整備を図る。また、本市における相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進等に向けた支援を行う。</p>	拡充		所管局室	全体	112.4	106.5	採択	
									(内)新規拡充部分	(11.4)	(5.9)		
								査定後	全体	112.4	106.5		
									(内)新規拡充部分	(11.4)	(5.9)		
			※下段は人件費を含む	(18.8)	(13.4)								
32	⑧	障害者支援	健康福祉局	障害者安心生活支援事業	<p>①目的 障害者の高齢化や障害の重度化、保護者の高齢化、「親亡き後」の生活等を見据えて、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援に係る拠点機能を整備し、地域全体で支える体制の構築を図る。</p> <p>②対象 障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者</p> <p>③求める成果 様々な支援を途切れなく提供できる体制を構築することで、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようになる。</p> <p>④要求内容 障害者等の地域生活を支援していくために必要な「常時の連絡体制」や「緊急時の受入れ」、「地域の体制づくり」等の機能や体制を整備するとともに、これらの機能を担う地域の関係機関との連携強化等を図る。</p>	新規		所管局室	全体	19.9	10.4	一部採択	地域生活に係る「常時の連絡体制」に関しては、No.34 虐待防止対策事業で対応する。
									(内)新規拡充部分	(19.9)	(10.4)		
								査定後	全体	14.2	7.4		
									(内)新規拡充部分	(14.2)	(7.4)		
			※下段は人件費を含む	(14.2)	(7.4)								
33	⑧	障害者支援	健康福祉局	障害者就労支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 市内に居住する障害者に対して、就労に関する相談支援等を行うことにより、就労の促進と安定した就労定着を確保し、障害者の自立と社会参加に寄与する。</p> <p>②対象 就労を希望する本市在住の障害者等</p> <p>③求める成果 障害者が自らにあった業務を得て就労し、その就労を継続する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 就労相談や雇用先の開拓、企業との橋渡しなど障害者の就労支援を行う「尼崎市就労・生活支援センターみのり」の体制を強化し、特に就労定着に向けた支援の充実を図る。</p>	拡充		所管局室	全体	27.4	14.3	採択	
									(内)新規拡充部分	(5.7)	(2.9)		
								査定後	全体	27.4	14.3		
									(内)新規拡充部分	(5.7)	(2.9)		
			※下段は人件費を含む	(5.7)	(2.9)								

施策⑧【障害者支援】

No.	施策 局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・ 拡充	重点化	事業費 (単位:百万円)			調整結果	論点等	
						所管局室	うち 一般財源				
34	⑧ 障害者支援 健康福祉局	障害者虐待防止 対策事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 障害者虐待の防止、養護者等に対する支援等を行い、障害者等の権利利益を擁護する。</p> <p>②対象 障害者及びその養護者、障害者福祉施設従事者、使用者等</p> <p>③求める成果 障害者を虐待から守り、その尊厳を保持しながら、安定した生活を送ることができる。</p> <p>2 要求内容(拡充) 夜間・休日の障害者虐待に係る通報受付業務を民間会社に委託することで、24時間の通報受付体制を確保し、通報者からの聞き取りや担当職員への報告、引継ぎ等を速やかに行うなど支援体制の充実を図る。</p>	拡充		所管局室	全体	1.7	0.9	採択	
							(内)新規 拡充部分	(0.4)	(0.2)		
						査定後	全体	1.4	0.7		
							(内)新規 拡充部分	(0.5)	(0.2)		
							※下段は 人件費を 含む	(0.5)	(0.2)		
35	⑧ 障害者支援 健康福祉局	重症心身障害者 通園事業体制維持 補助金	<p>①目的 重症心身障害者が通所する施設に対して、看護職員の配置に係る支援を行うことで、安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保する。</p> <p>②対象 平成23年度まで「重症心身障害児(者)通園事業」を実施していた兵庫県内の生活介護事業所(公立施設等は除く。)</p> <p>③求める成果 対象事業所に対して市単独の補助を行うことで、本市利用者の受入れを確保するなど、福祉の増進を図る。</p> <p>④要求内容 看護職員を加配している対象事業所において、一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を助成する。</p>	新規		所管局室	全体	4.5	4.5	採択	
							(内)新規 拡充部分	(4.5)	(4.5)		
						査定後	全体	4.5	4.5		
							(内)新規 拡充部分	(4.5)	(4.5)		
							※下段は 人件費を 含む	(4.5)	(4.5)		
36	⑧ 障害者支援 健康福祉局	日常生活用具給 付等事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活の便宜を図り、日常生活用具の給付や貸与を行うことで、福祉の増進に寄与する。</p> <p>②対象 身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病患者</p> <p>③求める成果 日常生活用具の給付等によって、障害者(児)の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促し、その福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 視覚障害者が災害情報へ迅速にアクセスできるよう支援していくため、新たな給付品目として、地上デジタル対応ラジオを追加する。</p>	拡充		所管局室	全体	119.1	62.3	採択	
							(内)新規 拡充部分	(4.8)	(2.5)		
						査定後	全体	110.8	58.0		
							(内)新規 拡充部分	(4.8)	(2.5)		
							※下段は 人件費を 含む	(4.8)	(2.5)		
37	⑧ 障害者支援 健康福祉局	意思疎通支援事 業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 聴覚障害者等が、公的機関や医療機関へ出かける時など、社会生活上外出が必要で適当な付添いが得られない場合に、手話通訳者等を派遣することにより、円滑な意思疎通を図り聴覚障害者等の福祉の増進を図る。また、その従事者を養成する。</p> <p>②対象 聴覚障害者及び音声・言語機能障害者、盲ろう者</p> <p>③求める成果 ・意思疎通支援者の育成及び増加 ・意思疎通支援に係る合理的配慮への対応</p> <p>2 要求内容(拡充) ・市役所の支所等にタブレット端末を設置し、聴覚障害者等と市役所にいる手話通訳者とをテレビ電話で繋ぐことにより、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳による意思疎通ができるようにする。 ・意思疎通支援者を増やすため、各手話通訳者養成講座を各年度で切れ目なく継続して受講できるように、カリキュラム等の見直しを行うとともに、意思疎通支援の担い手の掘り起こしを図る。 ・聴覚障害者等の参加があり得る市主催の行事等において、当面の間、手話通訳者や要約筆記者に係る経費を一括して確保する。また、市が後援する行事等について、手話通訳や要約筆記を配置した場合、その主催者に対して、必要経費の半額程度(上限あり)を助成する。</p>	拡充		所管局室	全体	13.1	6.8	一部採 択	手話通訳者・要約筆記者養成事業のうち、手話通訳者養成講座についてのみ採択。
							(内)新規 拡充部分	(3.2)	(1.7)		
						査定後	全体	10.2	5.3		支所窓口と手話通訳者とのテレビ電話については、No.78行政情報化推進事業(コミュニケーションツール整備事業)において対応する。
							(内)新規 拡充部分	(0.5)	(0.2)		
							※下段は 人件費を 含む	(0.5)	(0.2)		

施策⑧【障害者支援】

No.	施策 局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・ 拡充	重点化	事業費 (単位:百万円)			調整 結果	論点等	
						所 管 局 室	うち 一般財源				
38	⑧ 障害者支援 健康福祉局	自発的活動支援 事業	<p>①目的 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を目指す。</p> <p>②対象 障害者(児)やその家族、地域住民等</p> <p>③求める成果 障害者等が地域で取り組む見守りや交流活動、ボランティア活動等を支援することにより、障害者等の社会参加を促進するとともに、地域の理解促進や行政サービスだけでは補いきれない地域課題への対応に寄与する。</p> <p>④要求内容 障害者等やその家族、地域住民等が地域で行う自発的な活動に対し、その費用の一部を助成する。</p>	新規		所 管 局 室	全体	0.7	0.3	継続 検討	
							(内)新規 拡充部分	(0.7)	(0.3)		
						査 定 後	全体	0.0	0.0		
							(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(0.0)	(0.0)		
39	⑧ 障害者支援 健康福祉局	社会福祉施設等 施設整備費補助 金	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 消防法施行令の改正による消防設備の設置の義務化や、障害者等の地域での生活を促進していくため、国の補助制度(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、計画的な基盤整備に取り組む。</p> <p>②対象 市内で対象施設の運営又は整備を行う法人</p> <p>③求める成果 消防法施行令に定める消防設備の設置を促進することで、市内のグループホームや短期入所利用者の安全を確保する。また、グループホームをはじめとする地域の基盤整備を計画的に進めていくことで、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようになる。</p> <p>2 要求内容(拡充) 市内でグループホームや短期入所を運営する法人に対して、自動火災報知設備の整備に係る費用の一部を助成する。また、平成29年度から市内で施設(生活介護事業所)の整備を行う社会福祉法人に対して、その費用の一部を助成する。</p>	拡充		所 管 局 室	全体	80.8	26.9	不 採 択	実施手法の的 確性・有効性
							(内)新規 拡充部分	(80.8)	(26.9)		
						査 定 後	全体	0.0	0.0		
							(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(0.0)	(0.0)		
40	⑧ 障害者支援 健康福祉局	グループホーム 新規開設サポ ート事業	<p>①目的 入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、保護者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据えた親元からの自立など、障害者の地域生活の基盤となるグループホームの整備を促進する。</p> <p>②対象 市内にグループホームを開設する法人</p> <p>③求める成果 市内のグループホームの整備が進むことで、障害者本人のおかれた状況や希望に応じて、地域で暮らしていけるようになる。</p> <p>④要求内容 グループホームの開設時に必要な初度備品や住居の借り上げ等に要する初期経費を補助することにより、新規開設の促進を図る。</p>	新規		所 管 局 室	全体	3.4	3.4	不 採 択	実施手法の的 確性・有効性
							(内)新規 拡充部分	(3.4)	(3.4)		
						査 定 後	全体	0.0	0.0		
							(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(0.0)	(0.0)		

施策⑧ 【障害者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・拡充	重点化	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等		
								うち一般財源				
41	⑧ 障害者支援	健康福祉局	障害者バス特別乗車証交付事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び原子爆弾被爆者(以下「障害者等」という。)に対し、尼崎市内の路線バスが無料で利用できる乗合自動車特別乗車証(以下「特別乗車証」という。)を交付することにより、障害者等の移動手段の確保及び社会参加を支援し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>②対象 身体障害者手帳所持者で障害等級第1種及び第2種の1～4級の者、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・被爆者手帳所持者 上記のもので尼崎市内在住のもの。</p> <p>③求める成果 制度の利用者対象者(障害者等)がバスを利用する際に、その運賃相当額を市が助成することで、利用者の外出支援、社会参加の促進を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 平成30年4月を目途に、現行の紙券の特別乗車証に代えて、ICカード方式の特別乗車証制度に改める。このIC乗車証を利用し、尼崎市内の乗合バス路線の市内停留所で乗降する場合に限り、運賃を支払うことなくバスを利用できる制度とする。</p>	拡充		所 管 局 室	全体	382.8	382.8	採択	
								(内)新規拡充部分	(159.4)	(159.4)		
							査 定 後	全体	379.0	379.0		
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(155.8)	(155.8)		

施策⑨ 【生活支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	新規・拡充	重点化	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等		
								うち一般財源				
42	⑨ 生活支援	健康福祉局	生活保護システム整備検討事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①目的 生活保護制度の適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>②対象 生活保護受給者、生活保護相談者、医療機関等関係機関、生活保護システム</p> <p>③求める成果 生活保護システムの見直しを行うとともにCWごとの専属の端末を設置することにより、業務の効率化を図り、生活保護制度を適正に運営するとともに、生活保護受給者への適切な支援を確保する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 現行の生活保護システムは、システム改善が遅れている。 現行システムのリース期限(平成31年10月)を見据え、システムの抜本的な見直し及びCWごとの専属の端末の設置を視野に入れ、システム見直し及び生活保護システムの運用を一元的に管理するための体制を整備する。</p>	拡充		所 管 局 室	全体	31.4	31.4	不採択	実施手法の的確性・有効性
								(内)新規拡充部分	(4.1)	(4.1)		
							査 定 後	全体	27.2	27.2		
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)		

(2)平成29年度 改革改善提案項目 一覧

No.	施策	局	項目名	改革改善概要	構造改善 効果額 (現時点の 調整結果)	
					(単位:百万円)	うち H29 効果額
1	④ 子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	第4次 保育環境改善及び民間移管計画	<p>1 現行の事業内容</p> <p>市内21箇所の公立保育所において、社会の変化に対応した保育サービスの提供を行っている。</p> <p>2 改善内容</p> <p>第1次から第3次の民間移管計画の取り組みを改めて検証するとともに、喫緊の課題である老朽化が進んでいる保育施設への対応や北部地域を中心とした保育需要への対応を図る必要があるため、今年度末策定予定の「第4次 保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、平成31年度から移管を順次行っていくものとする。</p> <p>そのため、移管手法については、移管後の事業主体によるプレハブ保育所などの建替えを基本に据え、現保育施設等の無償譲渡による移管も行う。</p> <p>また、用地確保の状況等に応じて、移管年度(予定)を変更する可能性があることから、条件が整った保育所から移管手続きを進めていく。</p> <p>3 改善理由</p> <p>公立保育所の民間移管において、移管後の保育所で0歳児保育や延長保育を実施するなど保育サービスの充実を図るとともに、老朽化したプレハブ保育所等の建替えを行うなど保育環境の改善等に取り組む。</p>	-	-
2	④ 子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	法人保育施設等児童検診助成事業制度の見直し	<p>1 現行の事業内容</p> <p>法人保育施設等(法人保育園、認定こども園、地域型保育事業所)に入所している児童の眼科及び耳鼻科検診に要した経費を助成する。</p> <p>2 改善内容</p> <p>平成29年度より当該事業を廃止する。</p> <p>3 改善理由</p> <p>平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所を通じた公定価格が設定され、法人保育園だけでなく、全ての法人保育施設等において同じ考えで補助を行う必要が生じてきた。</p> <p>児童の検診に要する費用については、公定価格の基本分単価の中に含まれているため、私立幼稚園に対しては当該補助を行っておらず、公定価格の中から児童検診に要する費用を支出しているところであり、それにより一定の児童検診はできていたことから、法人保育施設等に対する当該補助金を廃止する。</p>	▲ 17	▲ 17
3	⑦ 高齢者支援	健康福祉局	高齢者自立支援ひろば事業の適正化	<p>1 現行の事業内容</p> <p>災害復興公営住宅等に居住する高齢者等が生きがいをもって生活ができることを目的に、地域と連携した多様なサービスを提供する活動拠点「高齢者自立支援ひろば」を北部と南部各1か所に開設している。運営について「高齢者世帯生活援助員(4名:本市嘱託職員)が、ひろばを拠点として各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。</p> <p>2 改善内容</p> <p>重複する他施策への移行を進めることから、当該嘱託員1名を臨時的任用職員に置き換える。</p> <p>3 改善理由</p> <p>様々な形で高齢者の見守り活動や地域での集まりの場(サロン等)の確保が進みつつある中、ひろば事業の活動内容が介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防事業などの政策でおおむね網羅できる状況が整いつつあることから、平成29年度は重複内容を整理した上で事業を進めていくため、現行の嘱託員4名でなく、嘱託員3名及び臨時的任用職員1名で対応する。</p>	▲ 2	▲ 2
4	⑧ 障害者支援	健康福祉局	地域生活支援事業の給付の適正化	<p>1 現行の事業内容</p> <p>障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業など)を計画的に実施する。</p> <p>2 改善内容</p> <p>本市の地域生活支援事業の中で、事業費割合が最も大きい移動支援事業について、支給決定基準(ガイドライン)を策定し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう見直しを行う。</p> <p>3 改善理由</p> <p>尼崎市障害者計画・障害福祉計画に掲げる「地域生活支援事業の給付の適正化」に向けて、平成26年11月から尼崎市自立支援協議会等で事業のあり方について協議を行い、その内容等を踏まえて、移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)の策定と新たな報酬区分や単価の設定を行う。</p>	▲ 125	▲ 52

No.	施策	局	項目名	改革改善概要	構造改善効果額 (単位:百万円)	
					（現時点の調整結果）	うちH29効果額
5	⑧ 障害者支援	健康福祉局	市民福祉のつどい開催事業の見直し	<p>1 現行の事業内容</p> <p>障害者問題に関する国民的な関心を高めるために、12月3日から9日までが「障害者週間」と障害者基本法で定められている。それを踏まえて、その時期に障害者問題に関する市民等への啓発事業の一環として市民福祉のつどいを開催し、特別催物、バザー等を実施する。</p> <p>2 改善内容</p> <p>提案者が「市民福祉のつどい」の企画運営を行うことで、一般の出店者の参加を企画するなど、障害のある人となない人との交流機会を創出することにより、より一層の相互理解を深める。</p> <p>3 改善理由</p> <p>提案型事業委託制度による。</p>	-	-
6	⑪ 地域保健	健康福祉局	市立「健康の家」の廃止	<p>1 現行の事業内容</p> <p>公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図ることを目的として、猪名川町に設置している「健康の家」にて、年間を通して保養事業(2泊3日)を実施している。</p> <p>2 改善内容</p> <p>「健康の家」を廃止する。公害病認定患者の保養事業は、今後民間施設を利用した代替事業にて実施する。</p> <p>3 改善理由</p> <p>管理運営に多額の経費を必要としていることに加え、公害病認定患者の減少に伴い、利用者が固定化し年々減少している。事業の原資である尼崎市公害病認定患者救済事業基金もバブル崩壊、リーマンショック以降の経済情勢による低金利のため減少する中、毎年多額の基金取り崩しを余儀なくされてきたことから、本事業を廃止するもの。</p>	-	-
7	⑬ 環境保全・創造	経済環境局	ごみの減量化に伴うじんかい収集体制の見直し	<p>1 現行の事業内容</p> <p>一般家庭ごみの収集運搬を行う。</p> <p>《収集内容》</p> <p>燃やすごみ:週2回定期収集 びん・缶・ペットボトル:週1回定期収集 金属製小型ごみ:月1回定期収集 大型ごみ、臨時ごみ:申込みにより随時有料で収集</p> <p>2 改善内容</p> <p>じんかい収集車両を現行の30台から29台に見直し、減車に伴う運転手及び作業員の定数(3人)を削減するもの。</p> <p>3 改善理由</p> <p>平成25年度において、燃やすごみの収集回数(週3回→週2回)や紙類・衣類の収集回数の増加(月2回→週1回)に取り組み、家庭ごみの着実な減量化を進めてきたが、一定の進捗が見られたことから、更なる収集体制の見直しに取り組もうとするものである。</p>	▲ 19	▲ 19
8	⑭ 環境保全・創造	経済環境局	生ごみたい肥化講習会事業の見直し	<p>1 現行の事業内容</p> <p>生ごみが資源として有効に活用できることを市民等に周知することにより、ごみの減量化、再資源化に対する意識の高揚を図るため、ボランティアグループとの協働により、生ごみたい肥化講習会を開催する。</p> <p>2 改善内容</p> <p>現行の業務内容に加えて、土日開催や事業者独自の広報により当講習会の活性化を図る。</p> <p>3 改善理由</p> <p>提案型事業委託制度による。</p>	-	-
9	その他	企画財政局	枠配分予算制度のあり方	<p>1 現行の事業内容</p> <p>事業部門の権限と責任による事業の立案と見直しを行うため、施策別予算枠配分制度を継続して実施する。</p> <p>2 改善内容</p> <p>各局の責任と権限のもとに、事業のスクラップ&ビルドを徹底し、配当額を上限とした予算編成を行う。なお、配当額は、枠配分予算の対象としている維持管理経費及びそれに準ずる経費については平成28年度当初予算の一般財源額と同額を、維持管理経費及びそれに準ずる経費を除く経常経費については平成28年度当初予算の一般財源額から3%カットした金額とし、そこから捻出した財源を、平成27年度決算に係る施策評価の結果を踏まえた重点施策の一部充当するとともに、改革改善効果額として計上する。</p> <p>3 改善理由</p> <p>本市の収支不均衡を鑑みの中で、施策評価の結果に基づき、重点化が必要な施策に予算を重点配分するため。</p>	▲ 136	▲ 136